

## 第 13 章 その他規則で定める事項

### 13.1 対象事業を実施するために必要な許認可等

対象事業を実施するために必要な許認可等を表13.1-1に示す。

表13.1-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

申請・届け出の名称	許認可等を行う者	関係法令	備考
景観計画区域内における行為の届出	伊根町長	伊根町景観条例施行規則	
京都府豊かな緑を守る条例に基づく森林開発協議	京都府知事	京都府豊かな緑を守る条例	1,000㎡（土石の採掘・土砂の搬入以外の開発行為は、3,000㎡）を超える開発を行う場合
第一種・第二種特別地域における工作物の改築に対する許可	京都府丹後土木事務所長	自然公園法	
一定の規模以上の土地の形質の変更の届出	京都府知事	土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合
京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設設置届出	京都府保健所長	京都府環境を守り育てる条例	条例で定める特定施設を設置する場合
建設行為の届出	京都府知事	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
工事計画届	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法	
消防用設備等設置届出	宮津与謝消防署長	消防法	